



平成 23 年 10 月 26 日

各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 19 番 1 号  
株式会社 チップワンストップ  
代表取締役社長 高乗 正行  
(コード番号：3343 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理部長 梅木 哲也  
(Tel. 045-470-8750)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1) ②において定義します。）の取得について平成 23 年 11 月 29 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

###### (1) 変更の理由

平成 23 年 9 月 21 日付当社プレスリリース「アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、同日付「親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社（以下「ACHD」といいます。）は、平成 23 年 8 月 9 日から当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、平成 23 年 9 月 20 日に終了しております。本公開買付けの結果、ACHD は平成 23 年 9 月 28 日（本公開買付けの決済開始日）付で、当社普通株式 29,758 株（本日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：96.92%）、新株予約権 482 個（目的となる普通株式の数の合計 482 株）を保有するに至っております。なお、「当社の総株主の議決権の数に対する割合」は、当社の総株主の議決権の数（発行済株式総数（34,419）－自己株式（3,716））である 30,703 個を分母として算出しております。

平成 23 年 8 月 9 日付 ACHD の公開買付け届出書において開示されておりますとおり、ACHD は、本公開買付けを実施する目的で新たに設立された合同会社です。ACHD は、アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社の完全子会社であり、アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社は、ケイマン諸島法人であるアロー・エレクトロニクス（CI）リミテッドの完全子会社であるとのことです。また、アロー・エレクトロニクス（CI）リミテッドは、米国法人であるアロー・エレクトロニクス・インク（以下「アロー」といいます。）の完全子会社であるとのことです。アロー及び ACHD によれば、アローは当社を完全子会社化することによって、当社が、アローの幅広い顧客ベース、仕入先ベース、経営能力をより効率的に利用することが可能にな

ることを通じ、当社自身の事業についても大きく成長させることができると考えているとのことです。また、アローは、当社とアローとが共同で顧客開拓や商品サービスの開発を行うことで両社の企業価値をより拡充するシナジー効果が得られるものと考えているとのことです。以上のような効果を得るため、アローは、当社を完全子会社化することを決断するに至ったとのことです。

当社といたしましても、平成23年8月8日付当社プレスリリース「アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、アローのグループに参画することにより、以下のようなシナジーの実現が想定され、かかるシナジーの実現は当社の企業価値の向上に資するものと判断するに至りました。具体的には、(i) 当社のグローバル市場での事業拡大の加速、(ii) 仕入先サプライヤの開拓と関係強化、(iii) 顧客開拓や商品・サービスの共同開発、(iv) システムの共同開発による投資拡大、1社での投資負担の軽減、(v) 物流拠点の共同利用といった協働体制によるコスト削減効果、最適配送によるリードタイム短縮並びに顧客の利便性の向上、(vi) 更なる財務基盤の安定化等といったシナジー効果の享受を見込んでおります。

当社は、本公開買付けの実施につき、当社及びACHD（その関係会社を含みます。）から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングをファイナンシャル・アドバイザーとして選定した上で、普通株式の買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年8月5日付で株式価値算定書を取得し、かかるシナジーや本公開買付け終了後の経営方針の内容、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の株主様にとっての妥当性等について、慎重に協議・検討した結果、ACHDによる当社の完全子会社化は当社の企業価値向上に資するものと判断するに至り、平成23年8月8日開催の当社取締役会において、公開買付者が当社を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明し、当社普通株式の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。また、当社取締役会は、本公開買付けの対象とされた当社新株予約権のうち、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、新株予約権に係る公開買付価格の妥当性についての検証を行っていない上、その買付価格は1円と決定されたことから、上記各新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様のご判断に委ねることといたしました。他方、第8回(ろ)新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については、普通株式の買付価格から権利行使価格をそれぞれ控除した買付価格が設定されており、実質的に普通株式買付価格と同等であることから、上記各新株予約権に係る買付価格は、新株予約権者の皆様にとって妥当であると判断し、上記各新株予約権の新株予約権者の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨することといたしました。第8回(い)新株予約権については、平成23年8月8日時点での当該権利は全て取得済みであり存在しないことから、当該権利に関する決議は特段行っておりません。なお、上記取締役会決議に係る審議及び決議は、公開買付者とその保有に係る当社普通株式及び当社新株予約権の全部を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(TOB Agreement)を締結している当社代表取締役社長である高乗正行氏を除く当社取締役3名全員(社外取締役1名を含みます。)の出席を得て実施され、その全員一致で決議されております。また、当社監査役4名(常勤監査役1名及び社外監査役3名を含みます。)は、その全員が上記取締役会に出席し、その全員が当社取締役会が上記の決議を行うことに関して、異議がない旨の意見を述べております。

以上の点を踏まえ、当社は今般、ACHDからの要請を受け、本臨時株主総会及び本種類株主総

会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社を ACHD の完全子会社化とするために必要な以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記（2）に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によってその全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合には、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を962分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式962分の1株の割合をもって交付いたします。なお、ACHD以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て、ACHDに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に220,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格。以下「本公開買付価格」といいます。）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－1」は本完全子会社化手続きのうち①をご提案するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」に係る議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="472 636 651 669">第2章 株式</p> <p data-bbox="284 707 831 804">第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、71,200株とする。</p> <p data-bbox="528 949 596 983">(新設)</p> <p data-bbox="459 1536 663 1570">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="528 1603 596 1637">(新設)</p>	<p data-bbox="1054 636 1233 669">第2章 株式</p> <p data-bbox="866 707 1422 916">第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、71,200株とし、<u>当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式は71,100株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)は100株とする。</u></p> <p data-bbox="866 949 1182 983"><u>第6条の2 (A種種類株式)</u> <u>当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u> <u>又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u> <u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p data-bbox="1042 1503 1246 1536">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="866 1570 1198 1603"><u>第13条の2 (種類株主総会)</u> <u>第11条(招集権者および議長)、第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)、および第13条(議決権の代理行使)の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第14条(決議の方法)第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条(決議の方法)第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>



に「定款一部変更の件－１」及び「定款一部変更の件－２」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－１」による定款変更に基づき当社が新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるＡ種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を９６２分の１株の割合をもって交付されることとなります。なお、当該交付がなされるＡ種種類株式の数は、「定款一部変更の件－１」でご説明申し上げましたとおり、ＡＣＨＤ以外の各株主様に対して当社が交付するＡ種種類株式の数が１株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるＡ種種類株式の１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第２３４条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するＡ種種類株式を会社法第２３４条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第２３４条第２項に基づき裁判所の許可を得てＡＣＨＤに対してＡ種種類株式を売却することを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に２２０,０００円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

## ２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

### （１）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第１７１条第１項並びに「定款一部変更の件－１」及び「定款一部変更の件－２」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（２）において定めます。）において、別途定める基準日（平成２３年１２月２７日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株の取得と引換えに、Ａ種種類株式を９６２分の１株の割合をもって交付するものといたします。

### （２）取得日

平成２３年１２月２８日

### （３）その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－１」および「定款一部変更の件－２」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－２」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－２」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## Ⅲ．上場廃止について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件－１」、「定款一部変更の件－２」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会

において「定款一部変更の件－２」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成 23 年 11 月 29 日から平成 23 年 12 月 21 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 12 月 22 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東証マザーズ市場において取引することはできません。

#### IV. 本完全子会社化手続きの日程の概要（予定）

本完全子会社化手続きの日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	平成 23 年 9 月 26 日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 23 年 10 月 11 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 23 年 10 月 26 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 23 年 11 月 29 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－１」）の効力発生日	平成 23 年 11 月 29 日（火）
整理銘柄への指定	平成 23 年 11 月 29 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 23 年 12 月 12 日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成 23 年 12 月 21 日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成 23 年 12 月 22 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付にかかる基準日	平成 23 年 12 月 27 日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－２」）の効力発生日	平成 23 年 12 月 28 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日	平成 23 年 12 月 28 日（水）

#### V. 支配株主との重要な取引等に関する事項

ACHD は、当社の発行済株式の 96.62%を所有していることから、上記Ⅱ. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成 23 年 10 月 14 日付コーポレートガバナンス報告書Ⅰ. 4に記載のとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」として、親会社との取引は市価を基準として公正に行うことを基本方針とし、親会社と親会社以外の少数株主の利益が実質的に相反するおそれがある取引を行う場合は、必要に応じて外部専門家から意見を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講じた上で、支配株主からの独立性を保った取締役会において慎重に審議し決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを定めております。

当社は、本件取得の公正性を担保するために、上記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」の「1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」のとおり、A種種類株式を売却することによって得られた金銭をその端数に応じて各株主様に交付する場合に、各株主様に交付される金銭の額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に 220,000 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭となるように設定すること

を予定しております。

ACHD が当社を完全子会社化する一環をなす取引である本公開買付けの公正性を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成 23 年 8 月 8 日付プレスリリース「アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）の 2.（6）記載のとおりです。

加えて、本件取得について公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、本件取得を含む本完全子会社化手続きに関する当社取締役会における審議及び決議について、以下の通りの措置を取っております。すなわち、意見表明プレスリリースの 2.（4）記載のとおり、当社は ACHD との間で締結した平成 23 年 8 月 8 日付公開買付契約において、ACHD に対し、ACHD が指定する当社役職員との間で、ACHD の望む内容の雇用・委任契約を締結するよう最大限努力する義務を負っております。そして、ACHD は、本公開買付けの終了後、かかる義務の対象として、当社取締役のうち代表取締役高乗正行及び取締役梅木哲也を指定したため、当社は両名と雇用・委任契約を締結いたしました。かかる事情に鑑み、本完全子会社化手続きに係る当社取締役会においては、構造的な利益相反状況を回避するため、まず取締役小柳俊三及び社外取締役諏訪剛の 2 名による審議を経て、その全員一致で本完全子会社化手続きに関する議案を承認する決議を行った後、更に、会社法第 369 条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、その後に代表取締役高乗正行及び取締役梅木哲也を加えた 4 名で改めて審議を行い、その全員一致で本完全子会社化手続きに関する議案を承認する決議を行っております。

なお、当社取締役会では、上記の本完全子会社化手続きに関する議案の審議及び決議に先立って、当社の全取締役及び全監査役に対して、本完全子会社化手続きの概要について十分な説明が行われており、上記の審議及び決議に関しては十分な情報提供が行われております。

また、当社の支配株主である ACHD と利害関係を有しない当社社外監査役でありかつ独立役員である川西直行氏、及び ACHD と利害関係を有しない当社社外監査役である森尾稔氏より、本件取得について、本完全子会社化手続きは当社の企業価値向上に資するものであり、合理的であると認められる旨、本完全子会社化手続きについての当社における検討及び意思決定過程は少数株主に配慮されたものである旨、本件取得の諸条件について、当社の少数株主に不利益な点は特段見受けられない旨、並びに結論として、本完全子会社化手続きは当社の少数株主にとり不利益ではなく、本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集及び関連議案の付議を当社取締役会にて決議することは、当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見が記載された意見書を平成 23 年 10 月 25 日付で取得いたしております。

当社取締役会は、以上を踏まえ本件取得を含む本完全子会社化手続きは少数株主の利益を害するものではないと判断しておりますので、本件取得は上記指針に適合していると考えております。

以 上